

## 課税標準の特例対象となる償却資産の例

特例対象資産	地方税法根拠規定		特例率 (※)	取得期限	適用期間	添付書類 (必要に応じて、下記以外の資料を提出いただく場合 があります。)
	条	項 号				
ガス事業用資産	法349条の3 第2項	1/3	H29.4.1 以降	最初の 5年間	期限なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガス事業法に規定する許可証の写し</li> </ul>
		2/3	H29.4.1 以降	次の 5年間		
家庭的保育事業	法349条の3 第27項	1/3	-	期限なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・許可を受けたことが分かる書類の写し</li> <li>・詳しくはお問合せください。</li> </ul>	
居宅訪問型保育事業	法349条の3 第28項	1/3	-	期限なし		
事業所内保育事業 (利用定員が5人以下であるものに限る。)	法349条の3 第29項	1/3	-	期限なし		
公共の危害防止施設等 (汚水又は廃液の処理施設)	法附則 第15条	第2項第1号	1/2	R6.4.1～ R8.3.31	期限なし	・特定施設設置（使用、変更）届出書の写し
公共の危害防止施設等 (ごみ処理施設)		第2項第2号	1/2	R6.4.1～ R8.3.31	期限なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般廃棄物処理施設設置許可申請書及び許可書の写し</li> </ul>
公共の危害防止施設等 (一般廃棄物の最終処分場)		第2項第3号	2/3	R6.4.1～ R8.3.31	期限なし	
公共の危害防止施設等 (産業廃棄物処理施設)		第2項第4号	1/3	R6.4.1～ R8.3.31	期限なし	・産業廃棄物処理施設設置許可証及び事業許可証の写し
公共の危害防止施設等 (下水道除害施設)		第2項第5号	4/5	R6.4.1～ R8.3.31	期限なし	・除害施設新設等届出書の写し
公共の危害防止施設等 (資源循環促進)		第2項第6号	1/2	R6.4.1～ R8.3.31	期限なし	・詳しくはお問合せください。
大規模地震防災応急対策資産 (緊急地震速報受信装置等)		第5項	2/3	R2.4.1～ R8.3.31	3年間	・詳しくはお問合せください。
太陽光発電設備 (自家消費型発電設備)	1,000kw未満		1/2	R6.4.1～ R8.3.31	3年間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再生可能エネルギー事業者支援事業補助金交付決定通知書の写し</li> </ul>
	1,000kw以上		7/12	R6.4.1～ R8.3.31	3年間	
風力発電設備	20kw未満		7/12	R6.4.1～ R8.3.31	3年間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再生可能エネルギーの固定価格買取制度の認定を受けたものは対象外です。</li> </ul>
	20kw以上		1/2	R6.4.1～ R8.3.31	3年間	
水力発電設備	5,000kw未満		1/3	R6.4.1～ R8.3.31	3年間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再生可能エネルギー発電設備認定通知書の写し</li> </ul>
	5,000kw以上		7/12	R6.4.1～ R8.3.31	3年間	
地熱発電設備	1,000kw未満		1/2	R6.4.1～ R8.3.31	3年間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再生可能エネルギー発電設備認定通知書の写し</li> </ul>
	1,000kw以上		1/3	R6.4.1～ R8.3.31	3年間	
バイオマス発電設備	10,000kw未満		1/3	R6.4.1～ R8.3.31	3年間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再生可能エネルギー発電設備認定通知書の写し</li> </ul>
	10,000kw以上 20,000kw未満		1/2	R6.4.1～ R8.3.31	3年間	
バイオマス発電設備 (木竹等)	10,000kw以上 20,000kw未満		11/14	R6.4.1～ R8.3.31	3年間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・詳しくはお問合せください。</li> </ul>
浸水防止用設備		第28項	2/3	H29.4.1～ R8.3.31	5年間	
先端設備等	法附則 第15条	第43項及び 旧第44項	別紙参照			<ul style="list-style-type: none"> <li>・先端設備等導入計画に係る認定申請書の写し (先端設備等導入計画を含む)</li> <li>・先端設備等導入計画に係る認定書の写し</li> <li>・先端設備等に係る投資計画に関する確認書</li> <li>・従業員への賃上げ方針を表明したことを証する書面 (賃上げの表明を行った場合)</li> </ul>
先端設備等導入計画に基づき、取得期限 中に取得した機械装置、工具、器具備品、 建物附属設備（償却資産に該当するもの）						
						リース会社が申告する場合は、さらに <ul style="list-style-type: none"> <li>・リース契約見積書の写し</li> <li>・リース事業協会が確認した固定資産税軽減額計算書の写し</li> </ul>

※ 特例率のうち網掛け部分については、わがまち特例によりつくば市の特例率が定められています。

## 【別紙】

設備の取得時期	賃上げ目標設定	特例率	適用期間
令和5年4月1日～ 令和7年3月31日	なし	1／2	3年間
令和5年4月1日～ 令和6年3月31日	1.5%以上の賃上げ	1／3	5年間
令和6年4月1日～ 令和7年3月31日	1.5%以上の賃上げ	1／3	4年間
令和7年4月1日～ 令和9年3月31日	1.5%以上の賃上げ	1／2	3年間
令和7年4月1日～ 令和9年3月31日	3%以上の賃上げ	1／4	5年間

※令和7年4月1日以降に取得した設備については、賃上げ目標設定が必須要件となります。